

第3期熊本県教育振興基本計画の素案に係るパブリック・コメントについて

(提案理由)

教育基本法第17条第2項の規定に基づき、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるにあたり、素案に係るパブリック・コメントについて説明するもの。

参考：関係法令条項

●教育基本法（平成18年法律第120号）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

【今後の予定】

2月12日（金）第4回第3期熊本県教育振興基本計画検討・推進委員会



第 3 期熊本県教育振興基本計画素案
(第 3 期くまもと「夢への架け橋」教育プラン：
仮称)

熊 本 県

目次

計画の策定にあたって	1
------------	---

計画の基本構想

1 基本理念	2
2 夢を実現する重点取組	3
3 施策体系	4

基本的方向性

1 家庭・地域の教育力向上	6
2 安全・安心に過ごせる学校づくり	8
3 確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成	10
4 障がいや多様な教育的ニーズに応える	12
5 キャリア教育の充実とグローバル人材の育成	14
6 魅力ある学校づくり	16
7 子供たちの学びを支える	18
8 文化・スポーツの振興と生涯学習の推進	20
9 災害からの復旧・復興	22

計画の推進	23
-------	----

指標一覧	24
------	----

計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

- 平成26年3月に策定した「第2期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」(以下「第2期計画」という。)は、「郷土に誇りを持ち、夢の実現を目指すくまもとの人づくり」を基本理念として、「夢を叶える教育」の実現に取り組んで来ました。
- 第2期計画策定後の社会に目を向けると、グローバル化の更なる進展や急速な技術革新、地域間格差の拡大など、社会情勢はますます変化しているほか、平成28年熊本地震や新型コロナウイルス感染症の拡大、令和2年7月豪雨など、本県の教育に大きな影響を与える出来事も発生しました。
- そこで、第2期計画の成果と課題を基に、今後の本県教育の目指す方向性を示すため、「第3期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」(第3期熊本県教育振興基本計画)を策定します。

2 計画の性格

- 教育基本法第17条第2項の規定に基づき策定する本県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画であり、教育委員会、知事部局、警察本部で所管する教育、子育て、文化、スポーツ等の施策を対象とします。
- 第2期計画の後継計画であり、本県が抱える教育課題を解決し、本県教育への新たな要請に対応する内容とします。

3 計画期間

- 令和2年度から令和5年度までの4年間とします。

教育基本法(平成18年法律第120号)

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

計画の基本構想

1 基本理念

- 「熊本の心 助けあい 励ましあい 志高く」は、日常生活の中で心のあり方としてお互いに相手を尊重し、協働・共有の相互扶助、志高くの心を持ちながら主体的に明日に向かって生きていく精神を表しています。
子供たちがそれぞれの夢の実現に挑戦していくときに、しっかりと胸に刻んでおいてほしい「熊本の心」です。
- 人が成長していくうえで、教育・子育ての出発点である「家庭」において、基本的な生活習慣や自立心などの「生きる力」の基礎を身につけることは重要であり、家庭教育の成果を礎として、学校を基本に、地域の協力を得ながら、「生きる力」は育まれていきます。
社会に出てからも学校で学んだことを生かせるよう、「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」の知・徳・体をバランスよく育みます。
- 今の子供たちには、グローバル化の進展や急速な技術革新など、変化の激しい社会に対応する能力を身に付けるとともに、これからの社会がどんなに変化し、予測困難になっても、自ら学び、考え、未来を切り拓いていく「考える力」が必要です。
これからの新しい時代を見据え、子供たちの「考える力」を伸ばすことで、「生きる力」をたくましく、しなやかなものにしていくことが求められています。
- 子供たちが「熊本の心」「生きる力」「考える力」を兼ね備えることで、これからの変化の激しい社会の中で生き抜く精神や知識を身につけ、自らの夢の実現に向かって何度もチャレンジし、さらには子供たち一人一人の夢の実現が熊本の未来を創造する原動力となることを目指して、「夢を実現し、未来を創る 熊本の人づくり」を基本理念として本県教育を推進します。

(基本理念)

夢を実現し、未来を創る 熊本の人づくり

2 夢を実現する重点取組 ～今後4年間で重点的に取り組む事項～

本県が抱える課題の解決と本県教育への新たな要請に応えるため、次のとおりこの4年間で重点的に取り組む事項を定め、『夢を実現する教育』を推進します。

(1) 子供たちの夢を育む（幼児期～学校期）

- ① 家庭教育支援にしっかり取り組みます
- ② 子供たちが安全・安心に学ぶ学校をつくります
- ③ “生きる力”の基礎となる学力向上を図ります
- ④ 障がいのある子供の学びを支えます
- ⑤ 貧困の連鎖を教育で断ち切ります

(2) 子供たちの夢を拓げる（主に高等学校～）

- ① 英語教育日本一を目指します
- ② 進学や就職の夢を叶えます

(3) 子供たちの夢を支える（教育環境の整備）

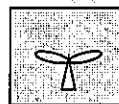
- ① 魅力ある学校づくりを進めます
- ② 教員の指導力向上を図ります
- ③ ICT教育※日本一を目指します
※ICT教育…ICTを活用した教育

3 施策体系

取組の基本的方向性	取組事項
①家庭・地域の教育力向上	取組1 家庭の教育力の向上 取組2 地域の教育力の向上 取組3 就学前教育の充実と小学校以降の教育との連携強化
②安全・安心に過ごせる学校づくり	取組4 人権教育の充実 取組5 いじめへの対応 取組6 不登校への対応 取組7 貧困の連鎖を教育で断つ
③確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成	取組8 確かな学力の育成 取組9 豊かな心を育む教育の充実 取組10 健やかな体の育成 取組11 社会の変化に対応した教育の推進
④障がいや多様な教育的ニーズに応える	取組12 特別支援教育の充実 取組13 県立特別支援学校の教育環境整備 取組14 多様なニーズに対応した教育
⑤キャリア教育の充実とグローバル人材の育成	取組15 キャリア教育の充実 取組16 外国語教育、国際教育の充実 取組17 優れた才能や個性を伸ばす教育 取組18 ふるさとを愛する心の醸成 取組19 私立学校の振興（熊本時習館構想の推進） 取組20 高等教育の振興・連携
⑥魅力ある学校づくり	取組21 県立高等学校の魅力化の推進 取組22 学びを支える施設の整備 取組23 地域とともにある学校づくり
⑦子供たちの学びを支える	取組24 教職員の人材確保、人材育成 取組25 学校における働き方改革の推進 取組26 教育の情報化の推進 取組27 学校の防災・安全対策の推進 取組28 新型コロナウイルスへの対応
⑧文化・スポーツの振興と生涯学習の推進	取組29 文化に親しむ環境づくり 取組30 文化財の保存・活用 取組31 県民のスポーツの振興 取組32 競技スポーツの振興 取組33 学習機会と学習成果活用の充実
⑨災害からの復旧・復興	取組34 災害からの復旧・復興

基本的方向性 1

家庭・地域の教育力向上



(幼児期～青少年期～成年期以降)

(重点取組) ★ 家庭教育支援にしっかり取り組みます

取組 1 家庭の教育力の向上

家庭は、教育の原点であり、すべての教育の出発点です。「くまもと家庭教育支援条例」に基づき、保護者が子供に愛情を持って接し、子供の成長とともに親としても成長していくよう、家庭教育の重要性について周知・啓発に努めます。

特に、就学前施設における「親の学び」推進園を核として、親になって間もない乳幼児の保護者を対象とした「親の学び」講座等の普及に取り組みます。

また、家庭教育を支援する社会的気運を醸成するため、地域や社会教育関係団体等と連携しながら、くまもと家庭教育支援チームの登録拡大や「親の学び」トレーナー等の人材育成に総合的かつ継続的に取り組みます。

取組 2 地域の教育力の向上

幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う活動を推進します。

また、親の就労環境、ひとり親などの家庭の環境などによって、子育てが困難になる状況も生まれています。子供の育ちを関係機関など社会全体で支え、子育てしやすい環境づくりを推進します。

取組 3 就学前教育の充実と小学校以降の教育との連携強化

就学前教育は、生活習慣や自立心などを育み、その後の「生きる力」の基礎を培ううえで重要な役割を担っています。教員や保育士は、研修などを通して、その専門性を向上する必要があります。

認定こども園・幼稚園・保育所等は、家庭とともに、子供たちが生きる力の基礎を身に付ける場です。認定こども園・幼稚園・保育所等における教育・保育内容と、その専門性を生かした家庭に対する支援の充実を図ります。

また、就学前教育から小学校以降の教育への移行や接続が円滑に行われるよう、認定こども園・幼稚園・保育所等と小学校、中学校との連携・接続を推進します。

◀主な施策▶

- ・「くまもと家庭教育支援条例」の周知・啓発
- ・「親の学び」推進園を核とした就学前における「親の学び」講座等の更なる拡充
- ・「くまもと 早ね・早おき いきいきウィーク」の周知・啓発
- ・「放課後子供教室」の実施と「放課後児童クラブ」との連携
- ・市町村立学校におけるコミュニティ・スクールの推進
- ・県立学校の防災型コミュニティ・スクールから総合型コミュニティ・スクールへの移行促進
- ・地域学校協働本部の整備及び地域学校協働活動推進員等の配置促進による地域学校協働活動の充実
- ・くまもと子育て応援プロジェクトの開催など、子育て親子の交流の場の提供
- ・被虐待児童とその家族への総合的な支援
- ・子育てを応援する事業所等の登録募集の実施
- ・幼児教育センター設置による県内就学前施設及び小学校に対する支援
- ・幼児教育スーパーバイザー派遣による園内研修の工夫改善の推進

【指標】	(現状値)	(目標値)
○保護者が家庭教育について学んだ園・学校の割合	就学前 34.4%	就学前 50%
(「親の学び」講座等を実施した園・学校の割合)	小学校 99.6%	⇒ 小学校 100%
	中学校 97.4%	中学校 100%

※現状値は令和元年度、目標値は令和5年度の数値

基本的方向性 2

安全・安心に過ごせる学校づくり



(幼児期 ~ 青少年期 ~ 成年期以降)

- (重点取組) ★ 子供たちが安全・安心に学ぶ学校をつくります
★ 貧困の連鎖を教育で断ち切ります

取組 4 人権教育の充実

「熊本県人権教育・啓発基本計画（第4次改定版）」を踏まえ、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育に総合的かつ計画的に取り組めます。

就学前教育においては、豊かな情操と思いやり、生命を大切に作る心、人権を大切に作る心を育てよう努めます。

学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、人権尊重の意識を高めていくよう努めます。そのため、教職員が人権の意義や内容、重要性を理解するとともに、同和問題（部落差別）をはじめとする様々な人権問題を自らの課題として捉え、すべての教育活動を通じて人権教育に取り組めます。

社会教育においては、「人権尊重のまちづくり」を目指し、県民一人一人が人権について自発的に学習できるよう、社会教育施設を中心とした人権に関する学習環境の整備を図ります。

取組 5 いじめへの対応

「熊本県いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止及び早期発見・解消に取り組む、いじめをしない、いじめをさせない、いじめに負けない集団づくりや、相手の気持ちを考える態度などを育み、楽しいと感じる学校づくりを進めます。

いじめの早期対応と解消に向け、いじめに関する情報集約担当者を校内に置くとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携して、相談・支援体制を充実させます。

また、学校における言語環境を整えるとともに、ソーシャルスキルトレーニング、ストレス対処教育及びSOSの出し方教育などの充実を図り、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付け、互いの人権を尊重し支え合う集団づくりに努めます。

さらに、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような取組を充実させるとともに、学校だけでは対応できない場合には、地域や警察等の関係機関と連携して、児童生徒の健全な育成に努めます。

取組6 不登校への対応

近年、不登校児童生徒数は、小中学校では増加、高等学校は横ばいの状況にあります。そこで、「愛の1・2・3運動+1（プラスワン）」として欠席1日目で電話連絡、2日目で家庭訪問、3日目以降は管理職や他の教員も加わった不登校対策委員会を開催するなど、組織的な対応を進めます。

さらに「+1（プラスワン）」として、欠席が10日に達する前にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携し、不登校の早期支援の充実を図り、その改善に努めます。

また、市町村の教育支援センターの設置促進及びその機能拡充を支援するとともに、民間施設等とも連携し、不登校児童生徒の社会的な自立を促します。

取組7 貧困の連鎖を教育で断つ

災害発生時の対応なども含め、家庭の事情などにより進学等の夢を断念することのないよう学習面や進学面での支援を行います。

また、経済的理由により就学が困難な子供たちに対して、安心して学ぶことができるよう経済的支援を行います。

〈主な施策〉

- ・「熊本県子ども人権フェスティバル」や「水俣に学ぶ肥後っ子教室」の実施
- ・人権に関する教職員用デジタル研修資料の提供と活用促進
- ・いじめ予防授業や学校が抱える諸課題への法的な対応として法律の専門家「スクールロイヤー」の配置
- ・6月の「心のきずなを深める月間」におけるいじめ問題に対する意識の醸成
- ・「心のアンケート」の実施、「いじめ匿名連絡サイト」の運用
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの学校や教育事務所等への配置による学校支援体制の充実
- ・愛の1・2・3運動+1（プラスワン）の実施
- ・「性に関する指導シンポジウム」や「思春期保健教育講演会」の開催
- ・生活保護世帯・生活困窮世帯やひとり親家庭の子供等に対する学習支援
- ・経済的理由により就学が困難な生徒の授業料等を減免する私立高校に対する補助
- ・育英資金の貸付、母子父子寡婦福祉資金貸付、国の「奨学のための給付金」の給付

【指標】	(現状値)	(目標値)
○いじめられた児童生徒が誰かに話をした割合 ※自分で解決できると答えた児童生徒は除く	80.4%	⇒ 100%
○不登校の児童生徒が、教職員だけでなく 専門家からの支援を受けている割合 (公立小中学校)	89.7%	⇒ 100%

※現状値は令和元年度、目標値は令和5年度の数値

基本的方向性 3

確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成



(幼児期 ~ 青少年期)

(重点取組) ★ “生きる力”の基礎となる学力向上を図ります

取組 8 確かな学力の育成

小中学校では、児童生徒に求められる資質・能力の育成に向けて、主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善を進める必要があります。

このため、熊本の未来の創り手となる子供たちの学びについて示した「熊本の学び推進プラン」を基に、子供を中心に、学校、家庭、地域、行政を含めた五者が連携して、熊本のすべての子供たちが「学ぶ意味」を問いながら、「能動的に学び続ける力」を身に付けることを目指します。

高等学校では、すべての生徒の将来の進学や就職などの夢を実現するため、中学校までに身に付けた基礎学力を土台として、ICT等を活用した授業づくりを進めます。また、学力を的確に測るとともに授業改善や指導の充実を図り、教育力の向上に加え、次世代を生きるための思考力・判断力・表現力等の伸長を目指します。

さらに、小中学校及び高等学校を通して、少人数学級の推進や小学校における教科担任制の充実など、子供たちへのきめ細かな指導を実施します。

取組 9 豊かな心を育む教育の充実

子供たちが善悪を判断すること、思いやりの心をもって親切にすること、公共の精神をもってよりよい社会の実現に努めること、生命を尊重することなど、自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う道徳教育を充実させます。

また、様々な体験の機会が減少傾向にあるため、地域の協力を得ながら、子供たちの成長に必要な体験ができる環境をつくり、地域との交流を通して社会に貢献し、参画する意識を高めるよう、体験活動の充実を図ります。

そのほか、自主的に読書活動を行うための環境整備を推進するとともに、子供たちが文化や芸術と触れ合う機会を充実させ、豊かな感性や人間性を育みます。

取組 10 健やかな体の育成

児童生徒の体力は、平成 28 年熊本地震の影響により一時低下したものの、2 年間で地震前の体力の状況に回復し、全体的には向上傾向にあります。今後、体育・保健体育授業の工夫改善や、運動の日常化・習慣化に向けた取組を推進し、児童生徒の更なる体力向上を図ります。

また、健康教育の推進及び学校給食の充実を通して、児童生徒の生涯にわたる健康な生活に必要な資質や能力の育成を図ります。

取組 1 1 社会の変化に対応した教育の推進

主権者教育や情報教育、消費者教育、環境教育など、現代社会における様々な課題に対応するSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた「持続可能な開発のための教育（ESD）」を推進します。

《主な施策》

- ・学力向上に向け、県全体で一体となって取り組むため「学力向上推進本部」を設置
- ・「熊本の学び」の推進を支え、学力向上を図るため「『熊本の学び』アクションプロジェクト」を実施
- ・「熊本県学力・学習状況調査」を実施し、詳細な分析資料と児童生徒一人一人の課題に応じた学習プリントの活用による課題解決
- ・本庁、教育事務所及び教育センターの連携強化と役割の明確化のもと、学校及び教員の課題、ニーズに応じた支援の実施と訪問指導の充実
- ・「学びの基礎診断テスト」を活用し、各高等学校の教育力向上を推進
- ・高等学校の学力向上に向け、研究指定校を設け、授業や学習評価等に関する研究を推進
- ・道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の推進
- ・青少年教育施設における体験活動プログラムの提供
- ・地域の伝統文化に触れ、体験する機会の提供
- ・科学する心を育む「科学展」の充実
- ・「体力向上推進委員会」の設置とその取組事例集の配布
- ・情報安全に関する知識や情報モラルを身に付けさせるための啓発活動の充実
- ・学校における関係機関と連携した主権者教育講演会、選挙出前授業の実施

【指標】	（現状値）	（目標値）
○児童生徒の学力が向上した割合（小中学校） （全国学力・学習状況調査で全国平均を上回った項目数）	<u>1/5項目で</u> <u>全国平均を上回る</u> （H30）	<u>すべて全国</u> ⇒ <u>平均を上回る</u>
○生徒の学力が向上した割合（高等学校） （「学びの基礎診断」で学力が向上した生徒の割合）	<u>52.9%</u>	⇒ <u>65%</u>
○児童生徒の体力が向上した割合（小中学校） （全国体力・運動能力、運動習慣等調査で全国平均を上回った種目数の割合）	<u>70.6%</u> （24/34 種目）	⇒ <u>100%</u> （34/34 種目）

※現状値は令和元年度、目標値は令和5年度の数値

基本的方向性 4

障がいや多様な教育的ニーズに応える



(幼児期 ~ 青少年期 ~ 成年期以降)

(重点取組) ★ 障がいのある子供の学びを支えます

取組 1 2 特別支援教育の充実

特別な教育的支援を必要とする児童生徒等の成長や自立に向けた主体的な取組を支援するため、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を実施します。

また、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制を整備するため、「段階的支援体制」に基づき、教育、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図ります。

さらに、発達障がいを含む障がいのある児童生徒等の教育的ニーズに応えるため、すべての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。

取組 1 3 県立特別支援学校の教育環境整備

支援を要する児童生徒等の増加に伴い、特別教室等の転用や複数学級の同室化の応急措置により対応を行ってきましたが、教室不足が継続しています。

このため、新たに平成 30 年度に改定した整備計画に基づき、知的障がい特別支援学校の移転整備や本校整備を行うなど、必要な教育環境の整備を進め、特別支援学校における教室不足の解消を図ります。

また、特別支援教育のニーズに応えるため、県北・県南にそれぞれ新校を開校します。

取組 1 4 多様なニーズに対応した教育

夜間中学は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者や不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、外国籍の者等の教育を受ける機会を保障するための重要な役割を果たしていることから、その周知に努めるとともに、設置する場合の運営等に関する研究を進めます。

また、日本語指導が必要な児童生徒の教育の改善充実に資するため、公立小・中・高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等を把握し、児童生徒の学習環境の整備に努めます。

◀主な施策▶

- ・就学、進級、進学、就労の際に個別の教育支援計画による引継ぎを徹底
- ・入学から卒業後までの一貫したキャリア教育の充実
- ・就労支援ネットワーク会議による教育・福祉・労働等の関係機関と連携した就労支援の強化
- ・特別支援学校技能検定の実施等による職業教育の充実
- ・特別支援学級担当者指導力向上研修、通級指導教室担当者連絡会等、専門性向上のための研修を充実
- ・医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する高等学校及び特別支援学校に看護師を配置
- ・県立高等学校における「通級による指導」の充実
- ・県立高等学校（県立中を含む）に学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う特別支援教育支援員を配置
- ・県立特別支援学校整備計画に基づく7校の整備推進
- ・夜間中学の周知のためのホームページ開設
- ・日本語教育支援連絡協議会の開催

【指標】	(現状値)	⇒	(目標値)
○児童生徒が切れ目なく支援を受けられる割合 (個別の教育支援計画の小学校から高等学校までの引継ぎの割合)	<u>66.5%</u>	⇒	<u>100%</u>
○特別支援学校において生徒が就職できた割合 (就職希望者数に占める就労継続支援A型を含む就職者数の割合)	<u>88.7%</u>	⇒	<u>100%</u>

※現状値は令和元年度（令和元年度卒業生）、目標値は令和5年度（令和5年度卒業生）の数値

基本的方向性 5



(青少年期 ~ 成年期以降)

キャリア教育の充実とグローバル人材の育成

- (重点取組) ★ 英語教育日本一を目指します
 ★ 進学や就職の夢を叶えます

取組 1 5 キャリア教育の充実

児童生徒が発達段階に応じた勤労観や職業観を身に付け、将来の自分の進路を描くことができるよう、産業界と連携してキャリア教育の充実を図ります。

また、キャリア教育の推進により、県内就職率の向上、地域社会で活躍できる人材の育成に取り組みます。

さらに、ものづくりやITなどに対する関心を高め、高度で専門的な知識と技術の習得により、社会のニーズを踏まえた人材育成と、地域、社会の健全で持続的な発展を担う職業人の育成に努めるとともに、次世代の技術を創造する資質を育みます。

取組 1 6 外国語教育、国際教育の充実

“英語教育日本一”に向けて、ALTの活用や英語の外部検定試験受験料の支援など、小学校、中学校、高等学校を通して英語教育を充実させ、実践的な英語力を身に付け、主体的に学び続ける児童生徒の育成を目指します。

また、異なる文化や人々に対する理解を深めるため、国外の高等学校や大学との交流、留学の推進など、子供たちの国際交流に積極的に取り組みます。

さらに、「国際バカロレア認定校」*の導入について検討します。

*国際バカロレア認定校：国際バカロレア機構の認定を受けた学校。多様な文化の理解等を通じた、国際的かつ探求心に富んだ若者の育成を目的とし、国際的な大学入学資格が取得可能

取組 1 7 優れた才能や個性を伸ばす教育

各県立高等学校の特色を明確化する「熊本スーパーハイスクール構想」のもとで、各学校の特色に応じた教育の充実を図り、生徒の優れた才能や個性を伸ばします。

また、理数教育の充実を図り、STEAM教育*の視点を取り入れるとともに、語学力や幅広い教養等の国際的素養を身に付け、将来様々な分野で国際的に活躍できるグローバル人材を育成します。

さらに、スポーツや文化芸術の分野で活躍する人材の育成・支援を行います。

*STEAM教育(スチームきょういく)：Science(科学)、Technology(技術)、Engineering(工学)、Mathematics(数学)、Arts(リベラルアーツまたは芸術)を統合的に学習する教育手法

取組 18 ふるさとを愛する心の醸成

地域の伝統や文化等に関する学習、「熊本の心（助けあい 励ましあい 志高く）」の啓発及び道德教育用郷土資料「熊本の心」等の教材の活用などを通し、我が国及び郷土に対する理解や愛着を深めます。

また、本県の豊かな農林水産業や食を通して、郷土に対する理解を深めます。

取組 19 私立学校の振興（熊本時習館構想の推進）

「熊本時習館構想」を推進し、私立学校に通う生徒の夢の発見、挑戦、実現を応援します。子供たちの可能性を伸ばし、生徒の意欲や自主性の向上を図るため、魅力ある学校づくりへの取組を支援します。

取組 20 高等教育の振興・連携

熊本県立大学をはじめとする県内の大学との連携協力協定の締結など、連携を強化し、大学生との交流促進など、地域の教育振興に関する様々な取組を行います。

《主な施策》

- ・「キャリア・パスポート」を活用した主体的に学ぶ力の育成
- ・「熊本県地域人材育成連携協力協定」を活用し、産業界と連携したキャリア教育の推進と専門教育の充実（高等学校）
- ・キャリアサポーター、しごとコーディネーターによる県内就職支援
- ・英語外部検定試験の受験への総合的支援
- ・小中学校への訪問指導による英語担当教員の指導力向上
- ・英語の授業へのディベート等の導入による発信力を強化する授業の実践
- ・ALTを活用した教科横断的な学びの推進
- ・ALTを活用したイングリッシュ・キャンプによる異文化交流体験の促進
- ・中高生を対象とした時習館構想の一つである「海外チャレンジ塾」の実施
- ・STEAM教育などの視点を通じた教科横断的な学びの推進
- ・小中学校等でオーケストラ、音楽劇、歌舞伎等の本物に触れる巡回公演を実施
- ・道德教育用郷土資料「熊本の心」及び平成28年熊本地震関連教材「つなぐ～熊本の明日へ～」の活用
- ・「私学の魅力アップ事業」等を活用した各私立中学・高等学校の特色ある教育活動等の支援

【指標】	(現状値)		(目標値)
○高校生（全日制）がインターンシップを体験した割合	70.2%	⇒	80%
○生徒が英語力を身に付けた割合			
（中3：英検3級相当取得率	中3 27.1%	⇒	中3 40.0%
高3：英検準2級相当取得率）	高3 32.9%		高3 45.0%

※現状値は令和元年度、目標値は令和5年度の数値

基本的方向性 6

魅力ある学校づくり



(青少年期)

(重点取組) ★ 魅力ある学校づくりを進めます

取組 2 1 県立高等学校の魅力化の推進

社会の急激な変化や生徒の多様化、地方創生に資する学校づくりの要請など高校教育を取り巻く環境が大きく変化しています。

新しい時代に対応した地域の児童生徒や保護者に選ばれる魅力ある学校づくりを進めるため、地元自治体や企業、大学、他の高等学校など多様なパートナーとの連携を図りながら、特色ある学科の設置・改編や、ICTの活用による遠隔授業の導入、少人数学級によるきめ細かな指導などに取り組みます。

取組 2 2 学びを支える施設の整備

県立学校施設長寿命化プランに基づき、建物の老朽化対策を計画的に行います。
また、トイレの乾式化・洋式化やバリアフリー対策など、衛生、安全面にも配慮した誰もが使いやすい施設の整備を進め、魅力ある学校づくりを目指します。

取組 2 3 地域とともにある学校づくり

地域とともにある学校づくりのため、「社会に開かれた教育課程」を実現させる学校・家庭・地域・行政・子供の五者連携によるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な実施を推進します。

《主な施策》

- ・ 県立高等学校の特色を明確化し、「スーパーハイスクール」として位置づけて各校の特色を生かした取組を発信
- ・ Society5.0時代の科学技術やグローバル化など社会の変化や地元のニーズ等に対応する新しい学科、コースの設置検討
- ・ 多様で高度な学びを可能にする高等学校間連携や大学・企業等との連携
- ・ ICTを活用した遠隔授業等による小規模校の教育の充実
- ・ ICT活用による先進的な教育を実践する特定推進校の指定
- ・ スーパーティーチャーの活用等による進学や就職をサポートする体制の構築
- ・ 地域との協働による教育促進のための県立学校及び地元自治体等関係者によるコンソーシアムの構築
- ・ 県立高等学校入試制度のあり方の検討
- ・ 「熊本県立学校施設長寿命化プラン（個別施設計画）」に基づく学校施設の老朽化対策と衛生、安全面に配慮した整備

- ・市町村立学校におけるコミュニティ・スクールの推進（再掲）
- ・県立学校の防災型コミュニティ・スクールから総合型コミュニティ・スクールへの移行促進（再掲）
- ・地域学校協働本部の整備及び地域学校協働活動推進員等の配置促進による地域学校協働活動の充実（再掲）
- ・部活動への地域のスポーツ人材の活用

【指標】	(現状値)	(目標値)
○入学を希望する生徒が増加した県立高等学校の学科・コースの割合	50.3% (R2.9)	⇒ 80% (R6.9)

※現状値は令和2年度、目標値は令和6年度の数値

基本的方向性 7

子供たちの学びを支える



(青少年期～成年期以降)

- (重点取組) ★ 教員の指導力向上を図ります
★ ICT教育日本一を目指します

取組 2 4 教職員の人材確保、人材育成

教職員の人材確保に努めるとともに、学校現場における人材育成の観点からOJTの充実や、学校現場の新たな課題等に的確に対応できる教職員を育成するための教職員研修の充実を図ります。

また、管理職等としての必要な学校マネジメント力の向上を図るとともに、校長等のリーダーシップのもとで学校運営や人材育成を推進します。

取組 2 5 学校における働き方改革の推進

教職員が子供たちと向き合う時間を確保し、やりがいを持って効果的な教育活動を持続的に行うことができる環境と、心身ともに健康でワーク・ライフ・バランスを実現できる環境の実現に向けて、勤務時間の適正管理や人材の確保・活用、業務の削減効率化などの学校における働き方改革の取組を推進します。

取組 2 6 教育の情報化の推進

“ICT教育日本一”を目指し、高速大容量の通信ネットワークと1人1台端末などの学校のICT環境整備を推進し、児童生徒一人一人の習熟度に応じた最適な学びを提供します。

また、1人1台端末環境における教員のICT活用指導力の向上や児童生徒の情報活用能力の育成、情報モラルの醸成などに取り組むとともに、ICT支援員等の支援のもと、授業の質の向上やICTを活用するための基礎づくりを図ります。

取組 2 7 学校の防災・安全対策の推進

あらゆる災害に備え、防災に関する資質・能力を育成する防災教育と児童生徒等の安全を確保するための防災管理の充実を図ります。

また、登下校中や学校内等で、子供たちが犯罪や事故に巻き込まれないよう、安全対策の充実を図るとともに、自他の命を守る行動や安全な交通社会づくりに参加・協力する態度等を身に付ける交通安全教育を推進します。

取組 2 8 新型コロナウイルスへの対応

新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、子供たちの学びの保障のため、少人数学級の推進やICTの活用などの環境整備を進めます。

また、教職員一人一人が新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うことにより、偏見や差別を未然に防ぎます。

さらに、児童生徒等の状況を把握し、心のケアに速やかに対応します。

◀主な施策▶

- ・教員の指導力向上のための研修の充実
- ・大学3年生以下を対象とした説明会の実施等、教職員の採用に係る広報活動の強化
- ・スーパーティーチャーによる教員の教科指導力の向上
- ・タイムカード等による勤務時間の適正管理
- ・スクールサポートスタッフなど外部人材の活用
- ・学校徴収金業務の効率化推進
- ・学校給食費の公会計化等の検討
- ・校務支援システム導入推進と学校向けサポートの実施
- ・県立学校と市町村立学校における1人1台の端末の整備
- ・学習用コンピュータやデジタル教科書などの有効活用
- ・教職員のICT活用指導力の向上
- ・ICTファシリテータ等の派遣による児童生徒の情報活用能力を高める授業の推進
- ・登下校防犯プランに基づく登下校時の安全の確保に向けた対策の充実
- ・防災教育に関する手引等を活用した授業及び実践的な避難訓練の推進

【指標】	(現状値)	(目標値)
○教職員の時間外在校等時間が年360時間以内となっている割合	45.6%	⇒ 100%に向け 前年度より増加
○学校における情報化が先進的である地域*の数	〔市町村立学校〕 3地域 〔県立学校〕 0地域	⇒ 〔市町村立学校〕 44地域 〔県立学校〕 1地域

*各自治体が設置する学校の80%以上が学校情報化優良校に認定されることで、自治体が地域として先進地域に認定される。

※現状値は令和元年度、目標値は令和5年度の数値

基本的方向性 8

文化・スポーツの振興と生涯学習の推進



(幼児期 ~ 青少年期 ~ 成年期以降)

取組 2 9 文化に親しむ環境づくり

子供たちをはじめ、県民が地域に伝わる伝統文化や優れた芸術などに触れ、体験する機会を通して、文化に対する関心を高めます。

取組 3 0 文化財の保存・活用

熊本城、青井阿蘇神社、鞠智城などの国、県指定等文化財や、細川コレクション、日本遺産などの文化遺産について保存・活用と後世に伝える気運の醸成を図ります。また、熊本の誇る世界文化遺産を保全するとともに、更なる登録を推進します。

取組 3 1 県民のスポーツの振興

県民誰もが、ライフステージに応じて、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に合わせ、いつまでもスポーツに親しむ環境をつくります。

取組 3 2 競技スポーツの振興

スポーツ関係団体との連携により、人材の発掘・育成、ジュニアの育成、指導者のスキルアップにより、総合的な競技力の向上と継続的なトップアスリートの輩出を図ります。

また、県立スポーツ施設（6箇所）の利用促進や、国内外のスポーツ大会の開催及び大規模なイベントの誘致への協力・支援に取り組み、スポーツに対する関心を一層高めます。

アリーナ、武道館、野球場等のスポーツ施設の整備の在り方について、民間資金の確保等を含めて、県民的議論を深め、方向性を取りまとめます。

取組 3 3 学習機会と学習成果活用の充実

生涯のあらゆる場面において行う学習に対して、地域課題や県民の学習ニーズに応じた学習機会、学習情報の提供に努めます。さらに学習した成果を生かして、学校、地域で地域課題解決やまちづくりにつながる活動を推進します。

《主な施策》

- 文化財保存活用大綱に基づく文化財の保存活用の推進
- 文化財の指定等による保護措置の推進
- 人吉球磨、菊池川流域、八代の日本遺産等を活用した取組の推進
- 地域の文化財を題材とした出前授業や体験活動、講座等の活用事業の推進
- ライフステージに応じた運動習慣の定着
- 総合型地域スポーツクラブの設置促進と加入者増及び指導者の育成
- トップアスリートの育成や次世代アスリートの発掘・育成
- 関連団体と連携した総合的な競技力向上策の実施
- 大規模スポーツイベント開催及び誘致への協力・支援
- 県民カレッジ等における生涯学習プログラムの開発、学習機会の提供及び学習成果活用の仕組みづくり
- 県立図書館におけるレファレンス機能やホームページ等を活用した情報発信の充実による県民の学び支援

【指標】	(現状値)	(目標値)
○地域に総合型地域スポーツクラブが設置されている割合	<u>91.1%</u>	⇒ <u>100%</u>

※現状値は令和2年度、目標値は令和5年度の数値

基本的方向性 9

災害からの復旧・復興



(幼児期～ 青少年期～ 成年期以降)

取組 3 4 災害からの復旧・復興

令和2年7月豪雨で被災した学校施設等の早期復旧に取り組みます。

また、平成28年熊本地震と令和2年7月豪雨を経験し、心のケアが必要と判断された子供たちのため、学校へのスクールカウンセラーの派遣など、中長期的な視点に立って必要な支援に取り組みます。

加えて、被災後の子供たちの家庭環境等の変化にも留意し、スクールソーシャルワーカーによる状況把握と適切な支援の充実を図ります。

さらに、平成28年熊本地震と令和2年7月豪雨により被災した文化財の復旧を進め、子供たちの郷土への理解と愛着を深める熊本の財産を後世に遺します。

《主な施策》

- ・心のケア調査による支援が必要な児童生徒の把握
- ・県補助金や基金を活用した被災文化財の着実な復旧支援
- ・災害に備えた三次元技術等による文化財の記録保存・活用の推進
- ・“ICT教育日本一”を目指した学習用コンピュータやデジタル教科書などの有効活用及び県立学校と市町村立学校における1人1台端末の整備（再掲）
- ・平成28年熊本地震関連教材「熊本の心」、「つなぐ～熊本の明日へ～」の活用推進（再掲）
- ・「熊本地震震災ミュージアム」の活用推進
- ・「防災・減災教育旅行プログラム」の活用推進

【指標】	(現状値)	(目標値)
○文化財（国・県指定、国登録）の災害復旧が進んでいる割合 (令和2年7月豪雨)	0%	⇒ 85%

※現状値は令和2年度、目標値は令和5年度の数値

計画の推進

この計画を着実に推進するため、次のことに留意します。

1 関係機関との連携・協力

国や市町村、国公立学校等の教育機関、保護者、地域社会、産業界などと連携・協力して、計画の実現に向けて取り組みます。

県以外の機関が中心となって取り組む場合には、県としてできる限りの支援を行います。

2 教育委員会・知事部局・警察本部の連携強化

本計画は、県教育委員会・知事部局・警察本部が連携して策定しており、推進にあっても、連携を一層強化して取り組みます。

また、県政の基本方針、教育大綱をはじめ、本計画以外の県で策定している既存の計画との整合性にも十分留意することとしています。

3 必要な財政上の措置

教育基本法第16条第4項では、地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならないと規定されており、事業の選択と集中を図りながら、必要な財政上の措置を講じます。

また、国に対しても必要な財政上の措置がなされるよう、働きかけを行います。

4 広報広聴活動と情報提供

本計画の内容や各施策に関して、広報誌やホームページ等を活用して、広く県民に情報発信するとともに、県民から寄せられた御意見を教育施策の推進に活かします。

5 計画の進捗管理

計画終了年度の目標値を定めた指標について、毎年度、目標達成が可能かどうか検証を行います。

また、外部有識者からなる検討・推進委員会を開催して、定期的に本計画の進捗状況を報告するとともに、県民に対しても結果を公表します。

指標一覧

【基本的方向性1】家庭・地域の教育力向上

指標名	出典	現状値 (R元)	目標値 (R5)
○保護者が家庭教育について学んだ園・学校の割合 (「親の学び」講座等を実施した園・学校の割合)	【調査名】「親の学び」講座実施状況調査 【実施主体】県 【調査対象等】就学前施設、小学校、中学校(熊本市を除く)	就学前 34.4% 小学校 99.6% 中学校 97.4%	就学前 50% 小学校 100% 中学校 100%

【基本的方向性2】安全・安心に過ごせる学校づくり

指標名	出典	現状値 (R元)	目標値 (R5)
○いじめられた児童生徒が誰かに話をした割合 ※自分で解決できると答えた児童生徒は除く	【調査名】熊本県公立学校心のアンケート調査 【実施主体】県 【調査対象等】県内公立学校の児童生徒(熊本市を除く)	80.4%	100%
○不登校の児童生徒が、教職員だけではなく専門家からの支援を受けている割合 (公立小中学校)	【調査名】定例報告(専門家の活用状況) 【実施主体】県 【調査対象等】県内公立学校の児童生徒(熊本市を除く)	89.7%	100%

【基本的方向性3】確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成

指標名	出典	現状値 (R元)	目標値 (R5)
○児童生徒の学力が向上した割合 (小中学校) (全国学力・学習状況調査で全国平均を上回った項目数)	【調査名】全国学力・学習状況調査 【実施主体】文部科学省 【調査対象等】全小学6年生、中学3年生(熊本市立、私立、国立の学校を除く)	1/5項目で全国平均を上回る(H30)	すべて全国平均を上回る
○生徒の学力が向上した割合 (高等学校) (「学びの基礎診断」で学力が向上した生徒の割合)	【調査名】学びの基礎診断 【実施主体】文部科学省 【調査対象等】学びの基礎診断で高校1年生のときと比較して、高校2年生で学力が向上した割合	52.9%	65%

指 標 名	出 典	現状値 (R元)	目標値 (R5)
○児童生徒の体力が向上した割合 (全国体力・運動能力、運動習慣等調査で全国平均を上回った種目数の割合)	【調査名】全国体力・運動能力、運動習慣等調査 【実施主体】スポーツ庁 【調査対象等】全小学5年生、中学2年生(私立、国立の学校を除く)	70.6% (24/34 種目)	100% (34/34 種目)

【基本的方向性4】障がいや、多様な教育的ニーズに応える

指 標 名	出 典	現状値 (R元)	目標値 (R5)
○児童生徒が切れ目なく支援を受けられる割合 (個別の教育支援計画の小学校から高等学校までの引継ぎの割合)	【調査名】個別の教育支援計画の引継ぎについて 【実施主体】県 【調査対象等】小・中・義務教育学校、高等学校	66.5%	100%
○特別支援学校において生徒が就職できた割合 (就職希望者数に占める就労継続支援A型を含む就職者数の割合)	【調査名】関係指導資料等の調査 【実施主体】県 【調査対象等】県立特別支援学校高等部(本科)新卒生徒のうち就職を希望する生徒	88.7%	100%

【基本的方向性5】キャリア教育の充実とグローバル人材の育成

指 標 名	出 典	現状値 (R元)	目標値 (R5)
○高校生(全日制)がインターンシップを体験した割合	【調査名】インターンシップ推進等推進事業各学校報告書取りまとめ 【実施主体】県 【調査対象等】県立高校(全日制)3年生	70.2%	80%

指標名	出典	現状値 (R元)	目標値 (R5)
○生徒が英語力を身に付けた割合 (中3：英検3級相当取得率 高3：英検準2級相当取得率)	【調査名】英語教育実施状況調査 【実施主体】文部科学省 【調査対象等】全中学3年生 (国立、私立、熊本市立を除く)、全高校3年生(私立を除く)	中3 27.1% 高3 32.9%	中3 40.0% 高3 45.0%

【基本的方向性6】魅力ある学校づくり

指標名	出典	現状値 (R2)	目標値 (R6)
○入学を希望する生徒が増加した県立高等学校の学科・コースの割合	【調査名】中学校卒業予定者の進路希望調査 【実施主体】県 【対象】県内の中学3年生	50.3% (R2.9)	80% (R6.9)

【基本的方向性7】子供たちの学びを支える

指標名	出典	現状値 (R元)	目標値 (R5)
○教職員の時間外在校等時間が年360時間以内となっている割合	熊本県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則	45.6%	100%に向け 前年度より増加
○学校における情報化が先進的である地域*の数	日本教育工学協会の学校情報化認定委員会が審査	〔市町村立学校〕 3地域 〔県立学校〕 0地域	〔市町村立学校〕 44地域 〔県立学校〕 1地域

※各自治体が設置する学校の80%以上が学校情報化優良校に認定されることで、自治体が地域として先進地域に認定される。

【基本的方向性8】文化・スポーツの振興と生涯学習の推進

指標名	出典	現状値 (R2)	目標値 (R5)
○地域に総合型地域スポーツクラブが設置されている割合	【調査名】総合型地域スポーツクラブに関する実態調査 【実施主体】県 【調査対象等】各市町村	91.1% (県内における総合型地域スポーツクラブ設置市町村 41/45市町村)	100%

【基本的方向性9】 災害からの復旧・復興

指 標 名	出 典	現状値 (R2)	目標値 (R5)
○文化財(国・県指定、 国登録)の災害復旧 が進んでいる割合 (令和2年7月豪雨)	【調査名】実績取りまとめ 【実施主体】県 【対象】指定文化財	0%	85%

熊本県教育庁教育政策課
〒862-8609（教育庁専用郵便番号）
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
TEL096-333-2699
FAX096-384-1509